

「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編、外国にある第三者への提供編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加工情報編）の一部を改正する告示」に対する意見及び個人情報保護委員会の考え方

通則編

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	個人情報保護委員会の考え方	
1	3-5-3 （個人情報保護委員会への報告（法第22条の2第1項関係））	<p><意見></p> <p>【個人データの漏えいに該当する事例】として「個人データが記載された書類を第三者に誤送付した場合」とあるが、郵便事業者等が「誤配達」した場合も漏えいに該当するのか。この場合、漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置を行うのは誰になるのか。</p> <p><理由></p> <p>個人情報保護法での対処方法の確認。</p>	99	<p>郵便事業者等は、通常、郵送する文書の中身の詳細については関知しないことから、「個人データが記載された書類」に関しては、個人データの取扱いの委託を受けていないものと考えられます。他方、郵便事業者等を利用する個人情報取扱事業者は、「個人データが記載された書類」を取り扱っており、安全管理措置を講じる義務があることから、郵便事業者等が誤配達をした場合も含め、漏えい等事案が発覚した場合には、必要な措置を講じなければなりません。</p>

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	個人情報保護委員会の考え方	
2	3-5-3-1 (報告対象となる事態)	<p><意見> 法第 22 条の 2 第 1 項においては、「個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人データの漏えい、滅失、毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きいものとして個人情報保護委員会規則で定めるものが生じたときは、個人情報保護委員会規則で定めるところにより、当該事態が生じた旨を個人情報保護委員会に報告しなければならない。」とある。</p> <p>一方、今回公表された通則ガイドライン 3-5-3-1 (報告対象となる事態) においては、「個人情報取扱事業者は、次の (1) から (4) までに掲げる事態 (以下「報告対象事態」という。) を知ったときは、個人情報保護委員会に報告しなければならない。」とされている。</p> <p>報告しなければならない事態について「生じたとき」と「知ったとき」とで使い分けている理由はあるのか。</p> <p><理由> 「生じたとき」と「知ったとき」は異なる時間である場合もあり得、その違いの確認のため。</p>	129	<p>本ガイドライン (通則編) 案 3-5-3-1 の「知ったとき」との記載は、改正後の施行規則第 6 条の 3 の文言 (「法第 22 条の 2 第 1 項本文の規定による報告をする場合には、前条各号に定める事態を知った後、速やかに、」) に対応する記載になります。御指摘のとおり、改正後の法第 22 条の 2 第 1 項においては、「生じたときは」という文言になっていますが、不正アクセスの事案等、事態が生じたときと知ったときが時間的に異なる場合があることから、知ったときを報告期限の起算点とするものと解され、それを同項の委任を受けた改正後の施行規則第 6 条の 3 において明確にしています。</p>
3	3-5-4-5 (通知の例外)	<p><意見> 個人情報漏えいが発生した場合、本人への通知を義務化することになっているが、通知することで予見されるトラブル、例えば家人に知られてしまう等、は本人の権利利益を保護するため「本人への通知が困難」と判断し、例えば連絡窓口を設置し問合せを受けた時のみ案内する等の受動的な対応は許容されるのか。</p> <p><理由> 「本人の通知が困難」の範囲確認のため。</p>	271	<p>御指摘の事案で問題となっているのは、通知自体ではなく、通知した場合に発生する副次的な影響であり、「本人への通知が困難」に該当しないものと考えられます。本人への通知によって、本人以外の家族等に本人の情報が知られるおそれがある場合には、通知の方法を工夫することが考えられます。</p>

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	個人情報保護委員会の考え方	
4	3-7-1-1 (個人関連情報)	<p>＜意見＞</p> <p>(通則編 P.89) 3-7-1-1 個人関連情報の定義についてなりすまし等の判定を目的として、電話番号の使用履歴データを購入している。</p> <p>かかるデータは、固定電話番号、携帯電話番号が実在する番号であるか否か、その履歴がデータベース化されているものであり、申込顧客の電話番号であるか否かを問わず、電話番号の使用履歴データを購入している。</p> <p>個人関連情報の法律上の定義は「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」とあるが、データ購入時点においては、特定の個人との対応関係が排斥されていること、「ある個人の身体、財産、職種、肩書等の属性に関して、事実判断評価を表す情報」に関する情報ではないことから、かかるデータは個人関連情報には該当しないと考えているが、この理解で良いか。</p> <p>また、金融機関においては、不正契約防止のために、電話番号の使用履歴データ、携帯端末情報等の情報の取得及びデータ分析会社等の外部業者を利用することが一般的であると考えられる。仮にこれらの情報が個人関連情報に該当するとされ、第三者提供にかかる同意を取得する必要があるということになると業務上の支障が大きく、やむなくかかる情報を使用しないことになると不正契約を助長する結果になりかねない。ガイドラインにおいてこれらの情報に対する対応について示していただきたい。</p>	307	<p>個人関連情報に該当するかどうかは、「生存する個人に関する情報であって、個人情報、仮名加工情報及び匿名加工情報のいずれにも該当しないもの」(改正後の法第26条の2第1項)という定義に照らして判断されます。</p> <p>個別の事案ごとに判断することとなりますが、個人情報に該当しない電話番号の使用履歴についても、個人に関する情報である限り、個人関連情報に該当し得ることとなります。</p>

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	個人情報保護委員会の考え方	
5	3-8-7 （開示等の請求等に応じる手続（法第32条関係））	<p><意見></p> <p>「(1) 開示等の請求等の申出先」や「(2) 開示等の請求等に際して提出すべき書面（電磁的記録を含む。）の様式、その他の開示等の請求等の受付方法」等として SNS や SMS の利用も可能か。（「メールアドレス等」や「電子メール」にこれらは含まれるのか）</p> <p><理由></p> <p>連絡方法の多様化に伴う確認。保有個人データの開示を SNS や SMS を利用してできるか否かの確認。</p>	569	<p>事業者は、開示等の請求等を受け付ける方法を定めるに当たっては、当該手続が、事業の性質、保有個人データの取扱状況、開示等の請求等の受付方法等に応じて適切なものとなるように配慮するとともに、本人に過重な負担を課するものとならないよう配慮する必要があります。</p> <p>個別の事案ごとに判断することとなりますが、上記を満たす限りにおいて、開示等の請求等の受付方法として、SNS等で受け付ける方法を定めることも可能であると考えられます。</p>

外国にある第三者への提供編

No.	該当箇所	当協会から提出した意見・質問	個人情報保護委員会の考え方	
6	6-1 （相当措置の継続的な実施を確保するために必要な措置（規則第11条の4第1項関係））	<p><意見></p> <p>外国にある第三者への提供について、【相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある外国の制度に該当する事例】として2つのケースを明示している。内容は法律や制度面での影響を例示しているが、資本やガバナンス面、例えば外国政府や外国政府が出資している企業が運営しているケース、また、外国政府等関係者（元、もしくは現職）が第三者の経営に影響を及ぼすおそれがあると思われる等は該当するのか。</p>	155	改正後の施行規則第11条の4第1項第1号において「相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度」としては、提供先の第三者が所在する外国における制度の存在により提供先による相当措置の実施に影響が生じる可能性がある場合を想定しています。